

令和元年第2回
市議会定例会資料

その2

令和元年6月20日提出

目 次

議案第 6 8 号關係	-----	1
議案第 6 9 号關係	-----	2
報告第 1 3 号關係	-----	7
報告第 1 4 号關係	-----	8
報告第 1 5 号關係	-----	9

令和元年第2回定例会補正予算の主な事業の概要

一般会計(補正第4号)
(歳出)

(単位:千円)

(款 別 ・ 主 管 課 名) 事 業 名	補 正 額	説 明				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
(民生費・保育課) 放課後児童健全育成事業費 (債務負担行為)	421					421
		香川児童クラブの移転に伴い、準備期間に係る施設賃借料を計上するため、使用料及び賃借料を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和元年6月7日)				
(土木費・道路管理課) 道路照明灯等関係経費	4,895			3,600		1,295
		滋賀県大津市における園児死傷事故を受け、通学路で歩道のある信号交差点に車止めを設置するため、工事請負費を増額するもの。 *決定過程 理事者調整(令和元年6月7日)				

茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

1 提案の理由

災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る利率を見直す等のため提案する。

2 根拠法規

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）第10条第1項及び第4項

3 条例の概要

- (1) 災害援護資金の貸付けに係る利率を、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を、延滞の場合を除き、年3パーセントを上限として規則で定める率とすることとした。（第14条関係）
- (2) 災害援護資金の償還の方法に、半年賦償還及び月賦償還を加えることとした。（第15条関係）
- (3) この条例は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(資金の利率)</p> <p>第14条 資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を、延滞の場合を除き、年3パーセントを上限として規則で定める率とする。</p> <p>(資金の償還等)</p> <p>第15条 資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除____、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第10条までの規定によるものとする。</p>	<p>(資金の利率)</p> <p>第14条 資金は、すえ置き期間中は無利子とし、すえ置き期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(資金の償還等)</p> <p>第15条 資金は、年賦償還____とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条まで の規定によるものとする。</p>

茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例参照条文

○災害弔慰金の支給等に関する法律

(災害援護資金の貸付け)

第十条 市町村は、条例の定めるところにより、その区域内において災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害その他の政令で定める災害により次に掲げる被害を受けた世帯で政令の定めるところにより算定したこれに属する者の所得の合計額が政令で定める額に満たないものの世帯主に対し、生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うことができる。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷

二 政令で定める相当程度の住居又は家財の損害

2 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの限度額は、政令で定める。

3 災害援護資金の償還期間（据置期間を含む。）は、十年を超えない範囲内で政令で定める。

4 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、延滞の場合を除き、その利率を年三パーセント以内で条例で定める率とする。

○災害弔慰金の支給等に関する法律施行令

(災害援護資金の限度額及び償還方法)

第七条 法第十条第二項に規定する限度額は、三百五十万円とする。ただし、内閣総理大臣が被害の種類及び程度を勘案して定める場合は、二百七十万円、二百五十万円、百七十万円又は百五十万円とする。

2 法第十条第三項に規定する償還期間は、十年とし、同項に規定する据置期間は、そのうち三年（内閣総理大臣が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあつては、五年）とする。

3 災害援護資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還の方法によるものとする。

4 前項の規定による災害援護資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法によることを原則とする。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

1 提案の理由

茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例の改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る利率を定める等のため提案する。

2 根拠法規

茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年茅ヶ崎市条例第23号）第14条及び第16条

3 規則の概要

- (1) 災害援護資金の貸付けに係る利率は、1パーセントとすることとした。（第10条の2関係）
- (2) 規定を整備することとした。（第6条、第9条関係）
- (3) この規則は、公布の日から施行することとし、所要の経過措置を設けることとした。

茅ヶ崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(借入れの申し込み)</p> <p>第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸し付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保証人を立てる場合は、<u>保証人となるべき者に関する事項</u></p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、<u>速やかに自ら署名した借用書（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）に、資金の貸し付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑登録証明書）を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(貸付金の交付)</p> <p>第10条 略</p> <p>(資金の利率)</p> <p>第10条の2 <u>条例第14条に規定する規則で定める率は、年1パーセントとする。</u></p>	<p>(借入れの申し込み)</p> <p>第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸し付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 保証人_____となるべき者に関する事項</p> <p>(5) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、<u>速やかに、保証人の連署した借用書_____に、資金の貸し付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書_____を添えて市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(貸付金の交付)</p> <p>第10条 略</p>

「報告第13号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 平成30年7月9日
 事故発生場所 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号
 茅ヶ崎市役所本庁舎市民課窓口
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当方 茅ヶ崎市

経過

平成30年7月9日 相手方所有の印鑑が破損する。
 平成31年2月20日 相手方から破損した印鑑の損害賠償請求を受ける。
 平成31年2月26日 今回の印鑑の破損について、全国市長会市民総合賠償補償保険の引受保険会社に報告をする。
 令和元年5月27日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区分	茅ヶ崎市	相手方
損害額		4,165円
(算出内訳)		(事故発生時の時価相当額) 4,165円
過失割合	100%	0%
賠償額	4,165円	
(算出内訳)	(相手方の損害額) 4,165円×100% = 4,165円	

「報告第14号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 平成31年1月22日 午前8時40分頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目7番2号先
 事故当事者 相手方 市内在住の女性
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

平成31年1月22日 健康増進課より事故発生の連絡を受ける。
 平成31年1月22日 自転車事故発生を全国市長会（代理店 損保ジャパン日本興亜株式会社）に電話にて報告。
 平成31年1月23日 事故報告書を損保ジャパン日本興亜株式会社に提出する。
 令和元年5月28日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額	0 円	5 1 5 , 9 7 0 円
(算出内訳)	0 円	(治療費) 3 1 , 1 0 0 円 (家事従事者休業損害) 2 0 5 , 2 0 0 円 (慰謝料) 2 7 3 , 0 0 0 円 (自転車修理代) 6 , 6 7 0 円
過 失 割 合	6 0 %	4 0 %
賠 償 額	3 0 9 , 5 8 2 円	0 円
(算出内訳)	(相手方の損害額) 5 1 5 , 9 7 0 円 × 6 0 % = 3 0 9 , 5 8 2 円	0 円

「報告第15号専決処分の報告について」の経過報告

事故発生日時 令和元年5月3日 午前8時5分頃
 事故発生場所 茅ヶ崎市今宿943番地先
 事故当事者 相手方 市内所在の法人
 当 方 茅ヶ崎市

経 過

令和元年5月 3日 警防救命課より事故発生の連絡を受ける。
 令和元年5月 7日 自動車事故発生を全国市有物件災害共済会に電話にて報告。
 令和元年5月 8日 自動車損害共済事故速報を公益社団法人全国市有物件災害共済会に提出する。
 令和元年5月28日 専決処分（示談の締結）をする。

和解内容

区 分	茅ヶ崎市	相手方
損 害 額		66,489円
(算出内訳)		(修理費) 66,489円
過失割合	100%	0%
賠償額	66,489円	0円
(算出内訳)	(相手方の損害額) 66,489円×100% =66,489円	0円